

小規模認可保育所における対象年齢の拡大

全国

● (児童福祉法 第6条の3第10項)

規制改革の内容

全国措置前

小規模保育事業は0～2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、原則として、3歳児以上は保育できない。

全国措置

- ・市町村での柔軟な判断により小規模保育事業で0～5歳の保育が可能なることを明確化。
- ・小規模保育事業A型での3～5歳の保育を認める。

※ 小規模保育事業B型・C型における3歳以上のみの保育は構造改革特区特別措置に移行。

効果

こどもの保育の選択肢を拡大することが期待される。

規制改革の概要



小規模認可保育所の対象年齢
原則 0～2歳



全国措置により市町村での柔軟な判断で
0～5歳の保育が可能に

全国措置によって追加で
3～5歳の保育が可能に

● 活用場面の例

- ・小規模認可保育所（0～2歳）の連携施設
- ・幼児数の少ない地域での保育

